


愛知県基幹的広域防災拠点及び 豊山町避難所・賑わい施設

事業進捗状況等説明会

愛知県 防災安全局 防災拠点推進室
尾張建設事務所 道路整備課
豊山町 産業建設部 防災拠点推進室
建設課

◆本日の説明内容

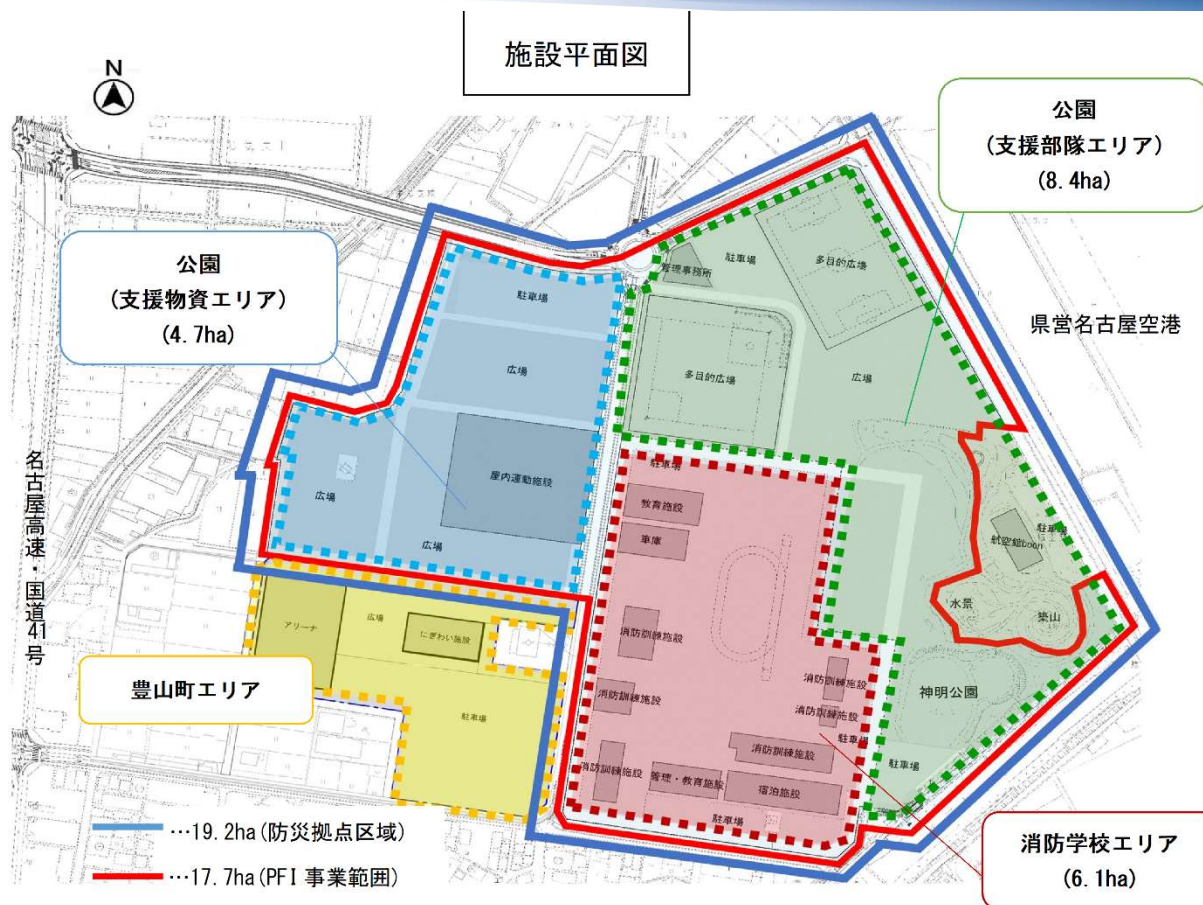
- 1 基幹的広域防災拠点事業の進捗状況について
- 2 道路計画(ラウンドアバウト等)について
- 3 臨空第2公園(避難所及び賑わい施設)事業の進捗状況について
- 4 用地測量(ラウンドアバウト等)について



1 基幹的広域防災拠点事業の 進捗状況について

(愛知県防災安全局防災拠点推進室)

1-1 愛知県基幹的広域防災拠点の概要



●整備場所
豊山町青山地区

●規模
防災拠点区域: 19.2ha
(青枠のとおり)

●事業方式
PFI方式: 17.7ha
(赤枠のとおり)

【災害時】

愛知県全域を対象とした「後方支援機能」を確保

- 拠点指揮運用機能として「24 時間危機管理体制」
- 「支援部隊」のベースキャンプ機能
- 「支援物資」の集積・中継・分配機能
- 中部圏の「基幹的な拠点」としても貢献

【平常時】

人材育成、地域活性化・地域の賑わいの創出

- 消防職員等育成、地域の防災教育・人材育成、防災・減災の普及・啓発
- 愛知県・名古屋市の「消防学校の共同設置」を検討
- 公園、運動施設等
- イベント開催、スタートアップなどが取り組む防災ビジネス等

1-2 基幹的広域防災拠点事業 (PFI) の進捗

【PFI事業者募集の経緯】

- 2021年11月 基本構想・計画の公表
- 2022年 9月 「基本的な考え方」の公表
- 2022年11月 PFI 入札公告
- 2023年 1月 PFI 入札参加表明締切
- 2023年 3月 入札不調公表(参加表明者辞退)

※【原因】入札期における急激な物価等の変動

1-3 PFI事業スケジュール等の見直し

【見直し内容】

- ・設計・建設費や維持管理・運営費を増額するとともに、民間事業者の幅広い提案を募るため、スケジュール等事業条件を見直した上で、再入札を行う。
- ・事業期間の変更
 - 設計・建設 : 2023年度～2025年度 → 2024年度～2026年度
 - 維持管理・運営 : 2026年度～2045年度 → 2027年度～2046年度
- ・全面開業時期の変更
 - 全面開業 **1年延長**
当初予定 : 2026年4月 → 変更後 : **2027年4月**
- ・公園として整備する部分については、大規模災害時に備え、先行使用を目指す。

1-4 PFI事業の今後のスケジュール

- 2023年 7月 実施方針の公表
- 2023年 8月 入札説明資料等の公表
- 2024年 2月 提案書の締め切り
- 2024年 4月 最優秀提案者決定
- 2024年 7月 本契約
- 2024年～2025年 設計
- 2025年～2026年 建設
- 2027年 4月 全面開業

1-5 今後の事業全体スケジュール

| | | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |
|------|------------|----------------|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 共通 | 用地取得 | ▼10月下旬 | | | | |
| | 埋蔵文化財等調査 | ■ 神明公園内試掘調査 | (用地取得箇所から順次調査) | | | |
| 防災拠点 | 土地造成等 | 設計 | (用地取得箇所から順次工事) | | | |
| | 建築工事等(変更前) | 事業者選定作業 | 設計・建設工事 | | | |
| | 建築工事等(変更後) | | 事業者選定作業 | 設計・建設工事 | | 完成予定★ |
| 道路 | 設計 | | | | | |
| | 工事(変更前) | | (用地取得箇所から順次工事) | | | |
| | 工事(変更後) | | (用地取得箇所から順次工事) | | | |
| 河川 | 設計 | | | | | |
| | 工事 | | (神明公園内は先行着手、その他は用地取得後、順次工事) | | | |

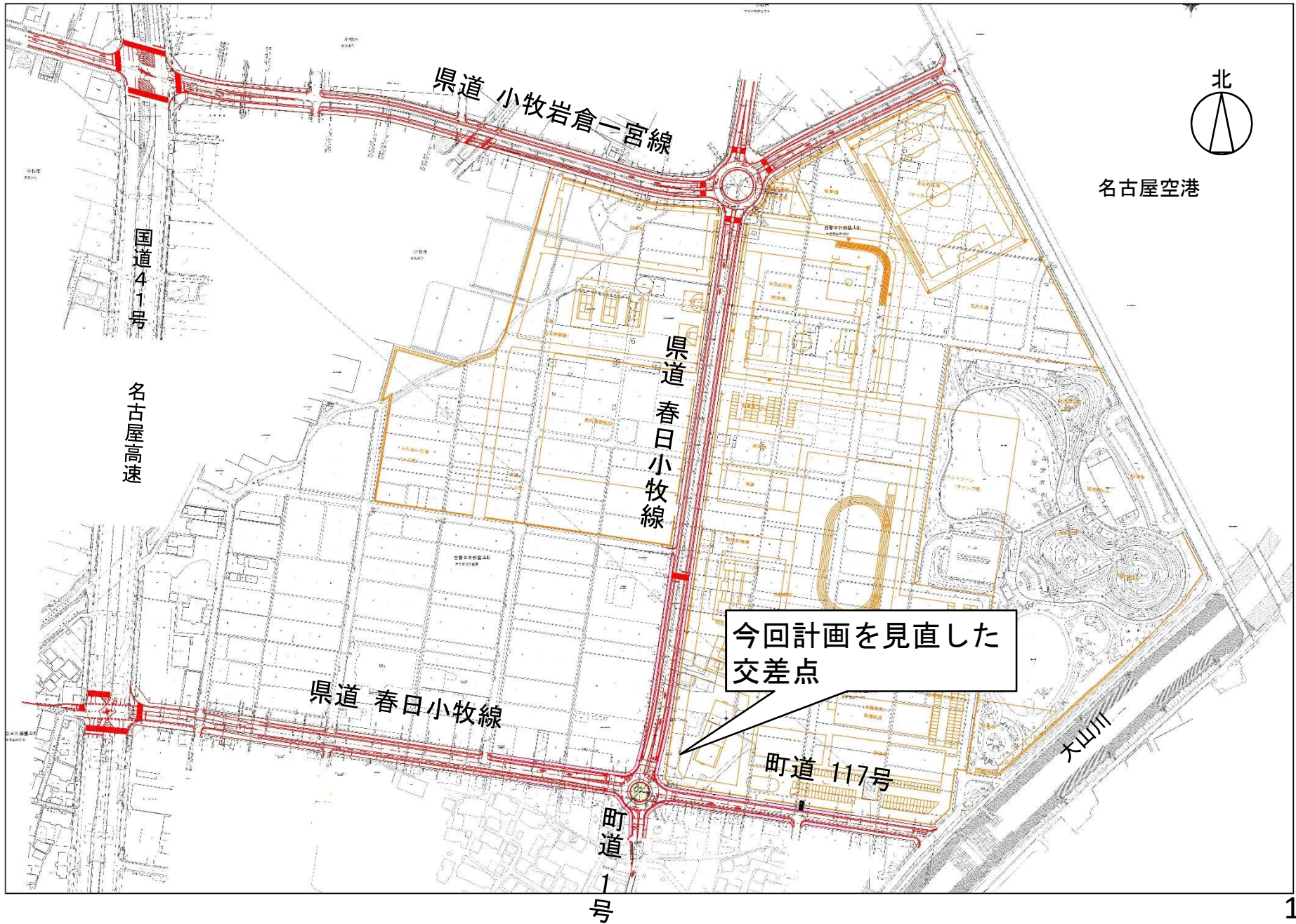
公園として使用する部分については先行使用を目指すため、
現在着手している用地取得や造成等はこれまでどおり進めて参ります。



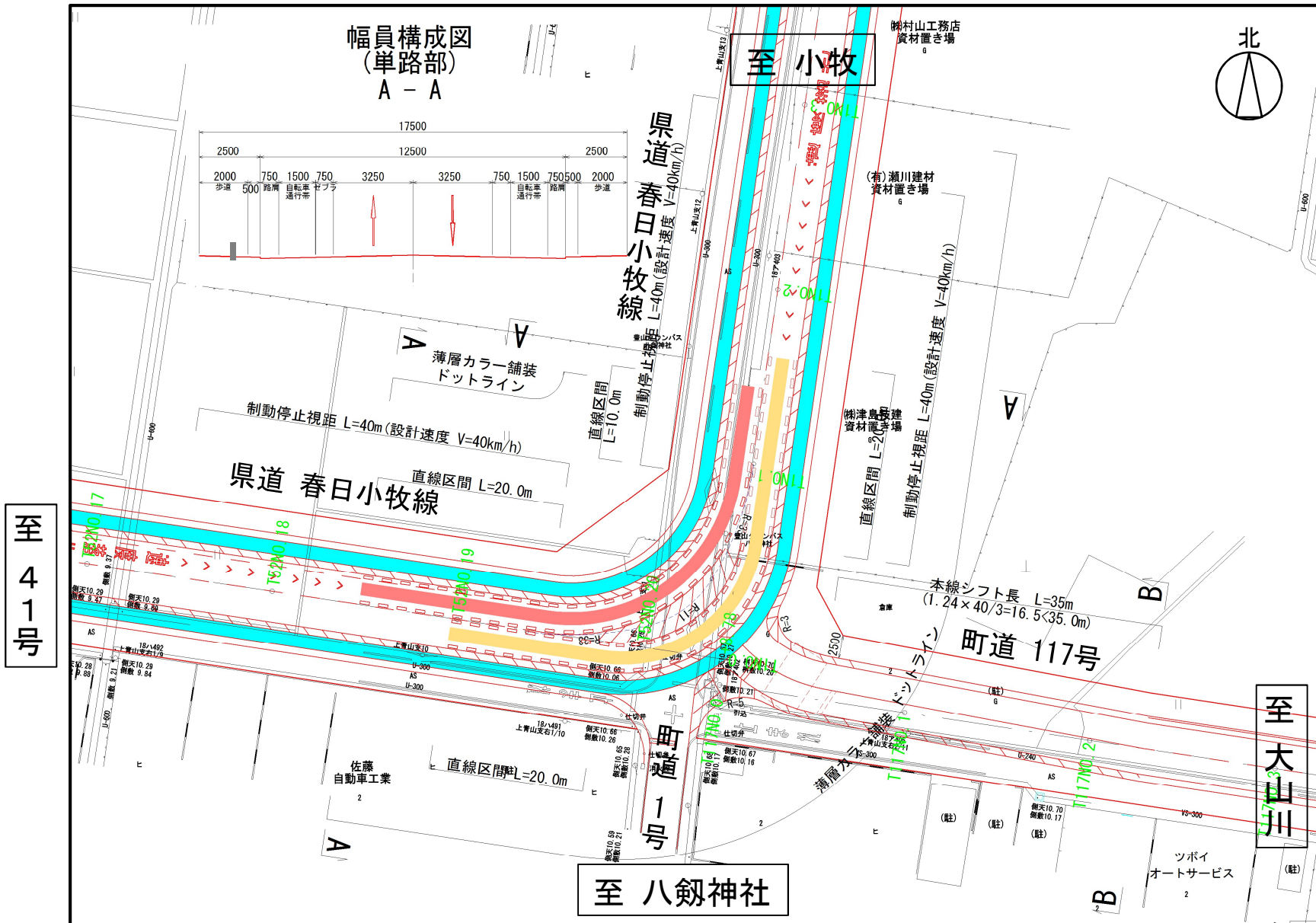
2 道路計画(ラウンドアバウト等) について

(尾張建設事務所道路整備課)

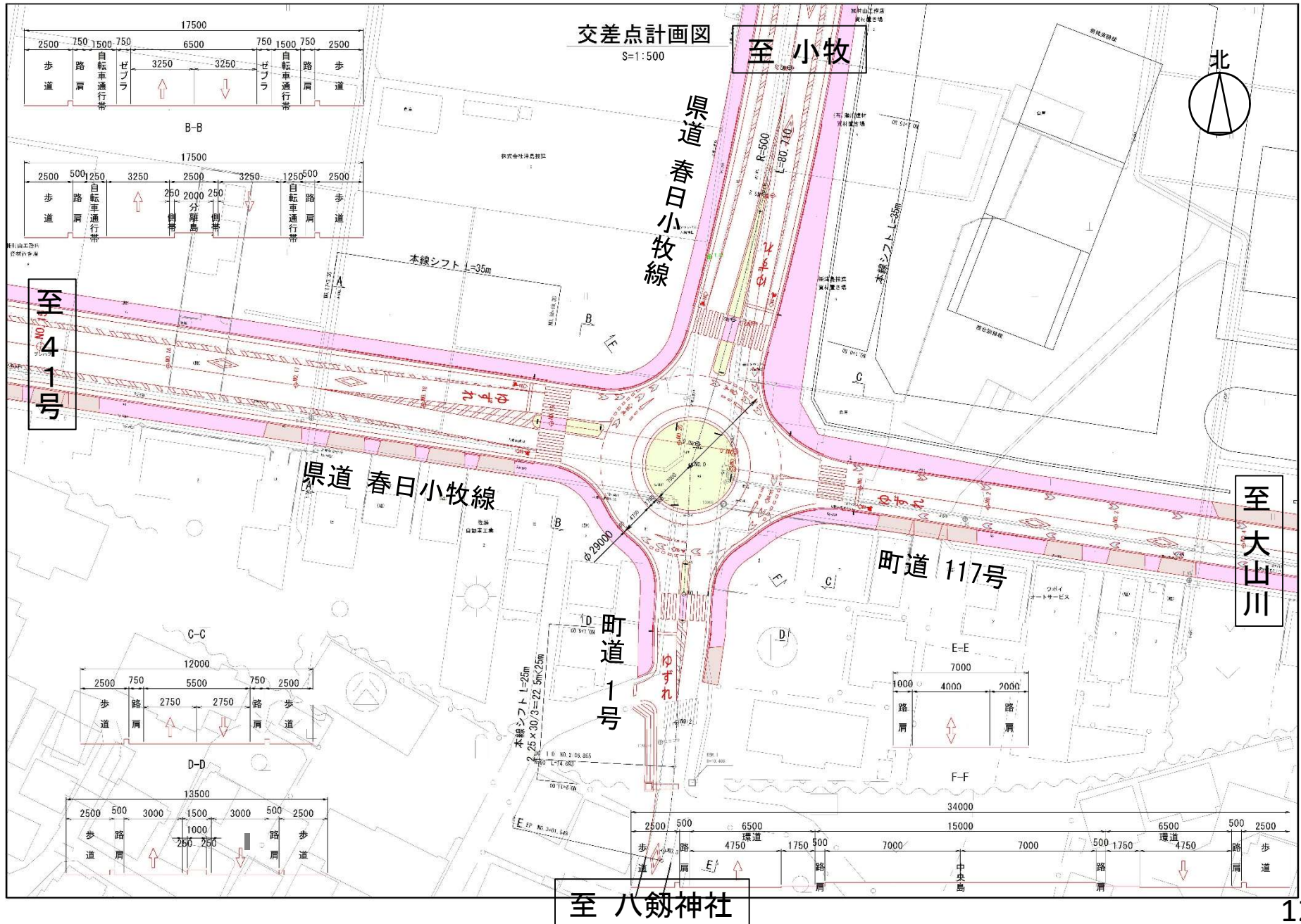
2-1 交差点計画の見直し



2-1 交差点計画の見直し



2-1 見直し後の交差点計画(ラウンドアバウト交差点)



2-2 道路整備に伴う排水対策について

- 広域防災拠点と同様に「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく特定都市河川流域に指定された、新川流域である為、雨水貯留浸透施設を設置。
- 降雨規模は新川流域における設計上最大の1/30を適用して雨水貯留浸透施設を設計。

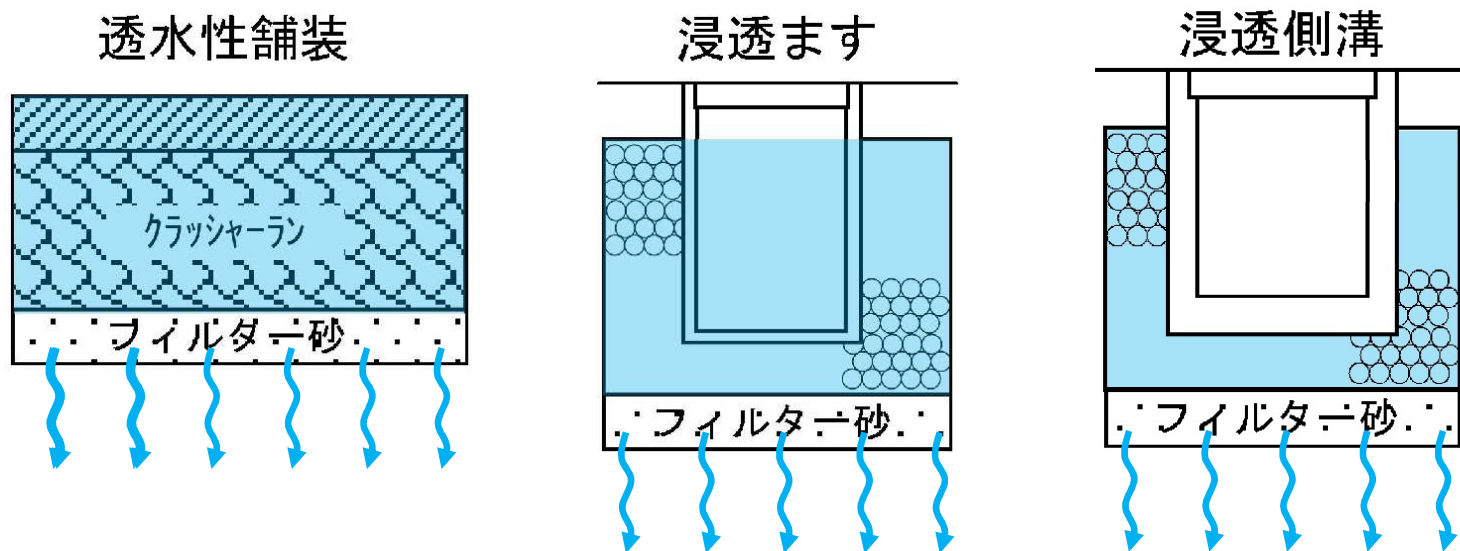
表 開発行為に伴う流出抑制対策の指導方針より抜粋


| 新川、境川、 猿渡川 特定都市 河川流域 | 市街化区域 | 市街化調整区域 | |
|-------------------------------|-------|---------|--------------------------------|
| | | | 区域区分の変更 (市街化区域への編入) (注1) |
| 降雨規模 | 1/10 | 1/10 | 1/30 |

(注1)市街化編入を行わないが、編入相当として計画

2-2 雨水貯留浸透施設について

- 道路施設を利用して、雨水を浸透及び貯留させます。
 - ①歩道舗装を透水性舗装とします
 - ②集水ますを浸透ますとします。
 - ③道路側溝を浸透側溝とします。





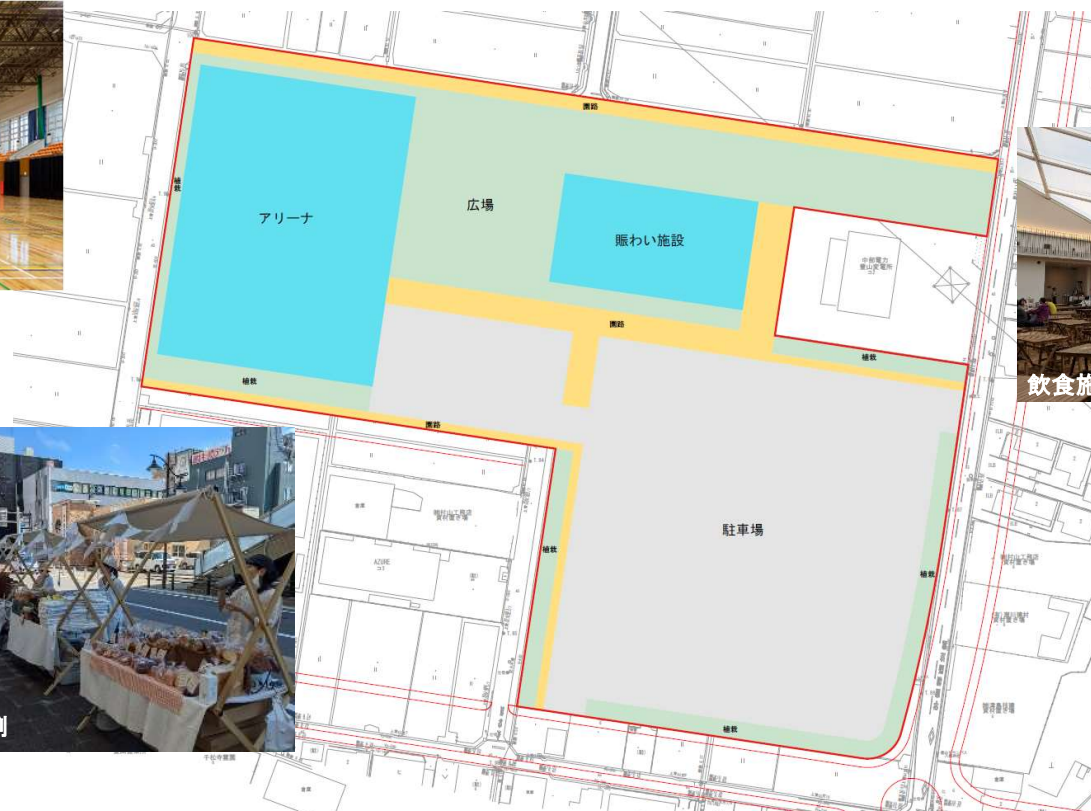
3 臨空第2公園

（避難所及び賑わい施設）

事業の進捗状況について

（豊山町産業建設部防災拠点推進室）

3-1 臨空第2公園の概要



災害時の安心を守る

被災した地域住民の安心安全を確保するために必要となる防災機能の強化

暮らしの憩いと潤いを高める

町民・来場者の暮らしを豊かにする場としてスポーツ機能、健康増進機能、憩いと交流機能を提供

まちの魅力を発信する

豊山町の新たなまちの魅力創出のための都市機能整備と県営名古屋空港をはじめとする町の資源との相乗効果を生みだす魅力発信

3-2 臨空第2公園の整備スケジュールについて

| 内容 | 令和5（2023）年度 | | | | 令和6 （2024）年度 | 令和7 （2025）年度～ |
|---------|-------------|------|--------|------|-----------------|------------------|
| | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | | |
| 都市計画決定 | ● 5/29告示 | | | | | |
| 事業認可の取得 | ➡● | | | | | |
| 税務署協議 | | ➡ | | | | |
| 用地取得 | | | ➡ | | | |
| 造成・建設工事 | | | | | ■ ■ ■ ■ ■ ➡ | |

（用地をお譲りいただいた箇所から工事着工）

3-3 今後発生する土地・建物への主な制限

普段通りの使用であれば問題はありません。

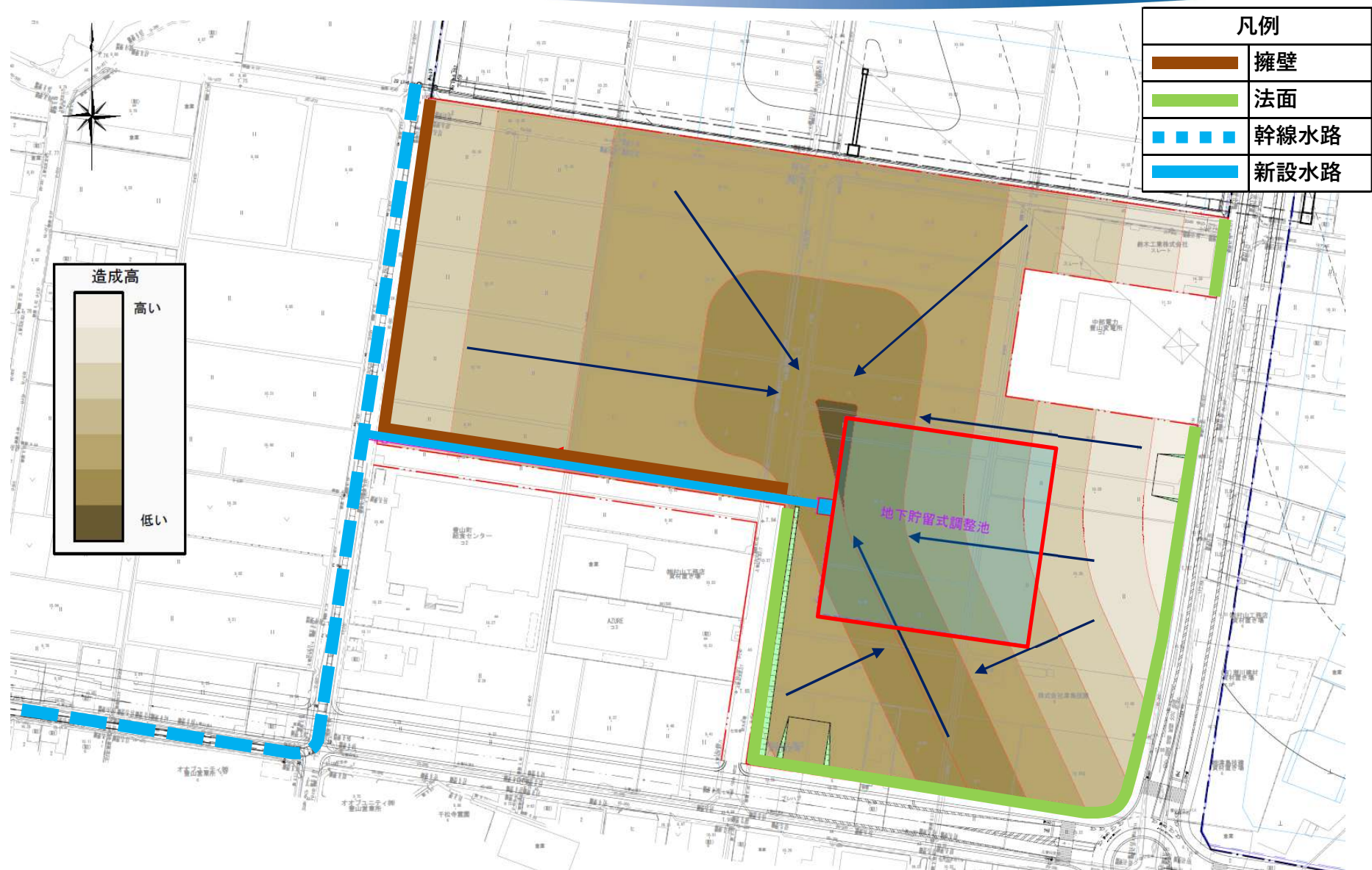
ただし

- 事業地内において、事業の施工の障害となるおそれのある土地の形質の変更、建築物の建築、移動の容易でない物件の設置などについて県の許可が必要。
- 事業地内の土地建物等の有償譲渡について町への届け出が必要。

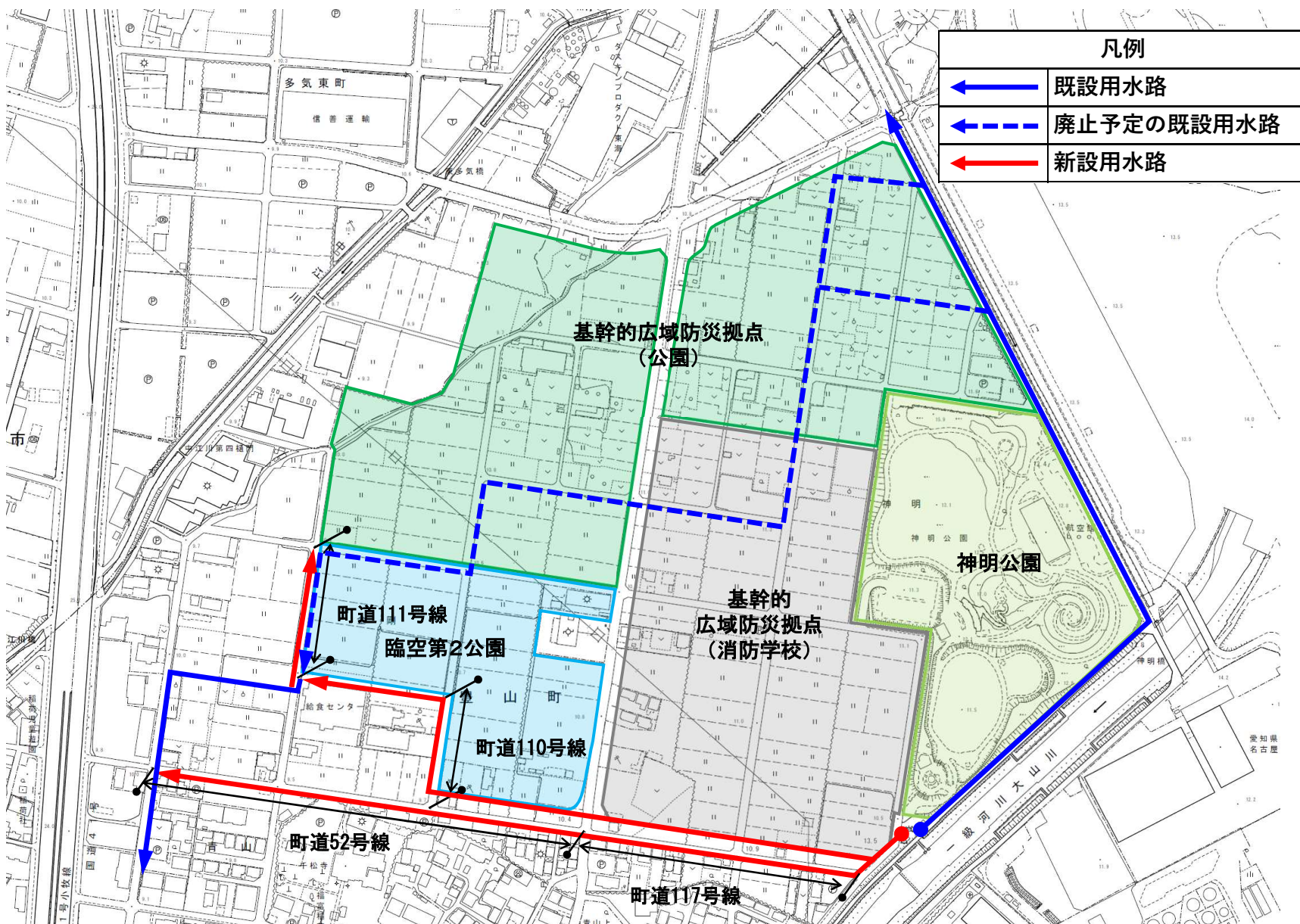
3-4 臨空第2公園の造成等の考え方①

- ①大規模災害時の避難所としての利用に支障をきたすことが無いよう、施設の地盤の高さを、想定最大規模の降雨による浸水高さ以上とする。
- ②雨水が宅地等に流出しないよう、すり鉢状の地形とする。

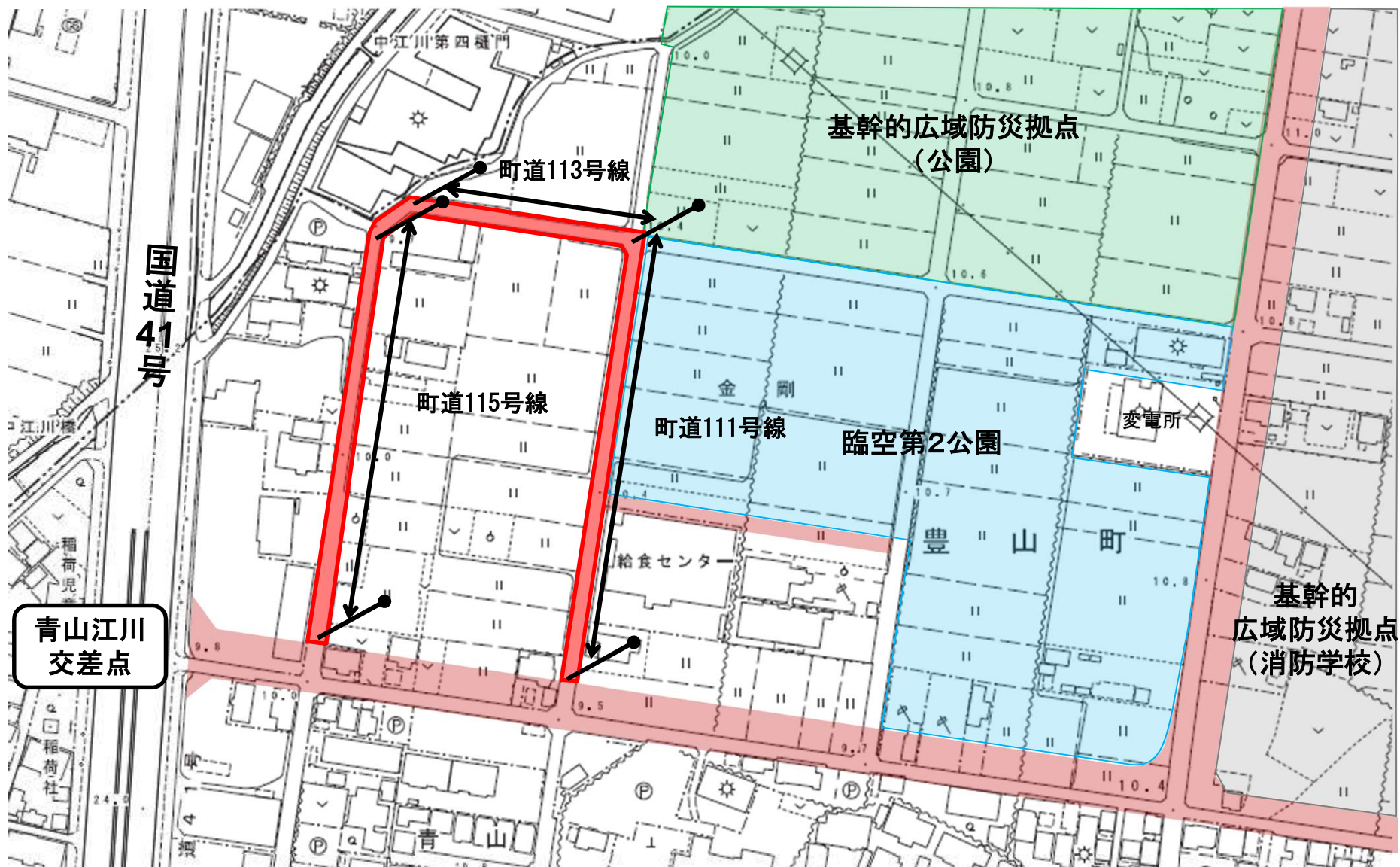
3-4 臨空第2公園の造成等の考え方②



3-5 用水路の付け替え整備について



3-6 周辺道路の整備について

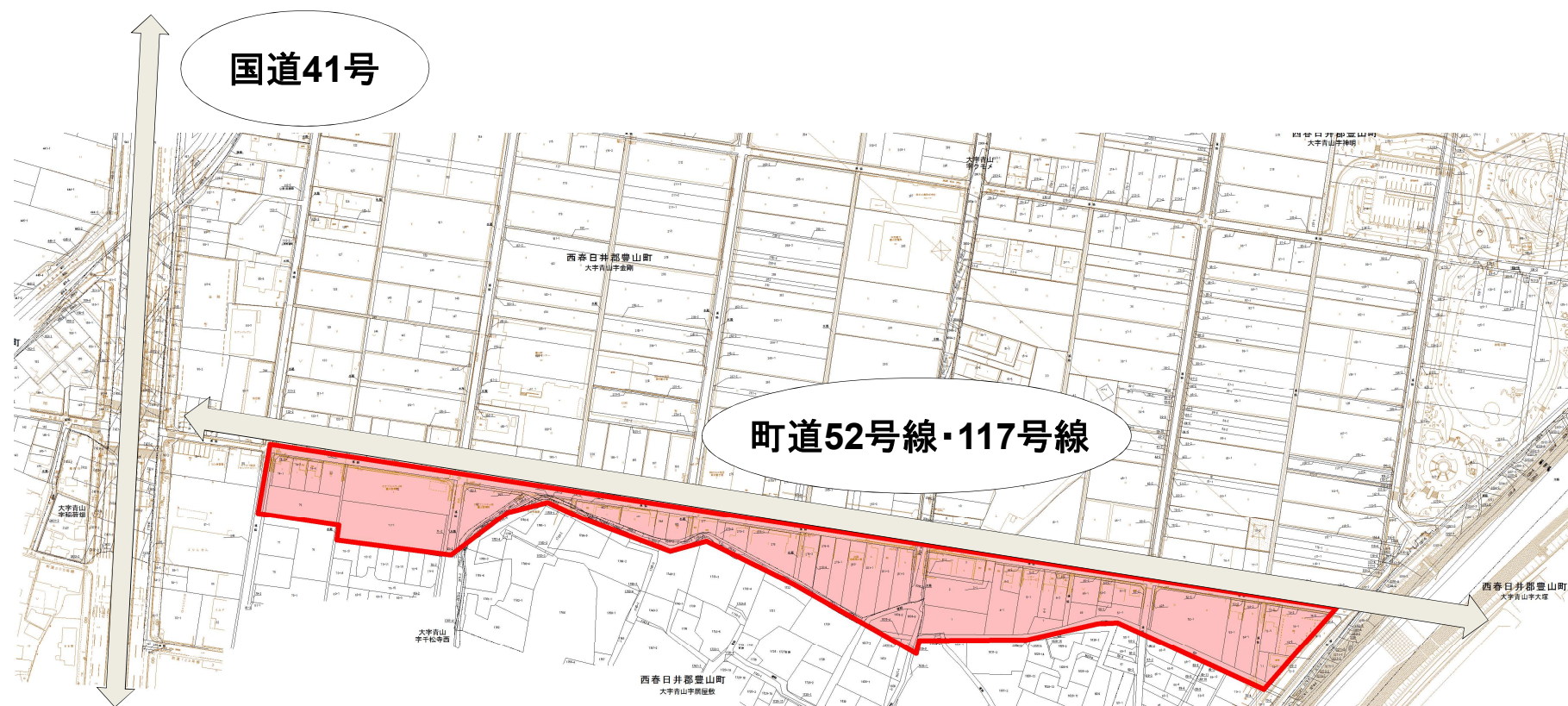




4 用地測量(ラウンドアバウト等) について

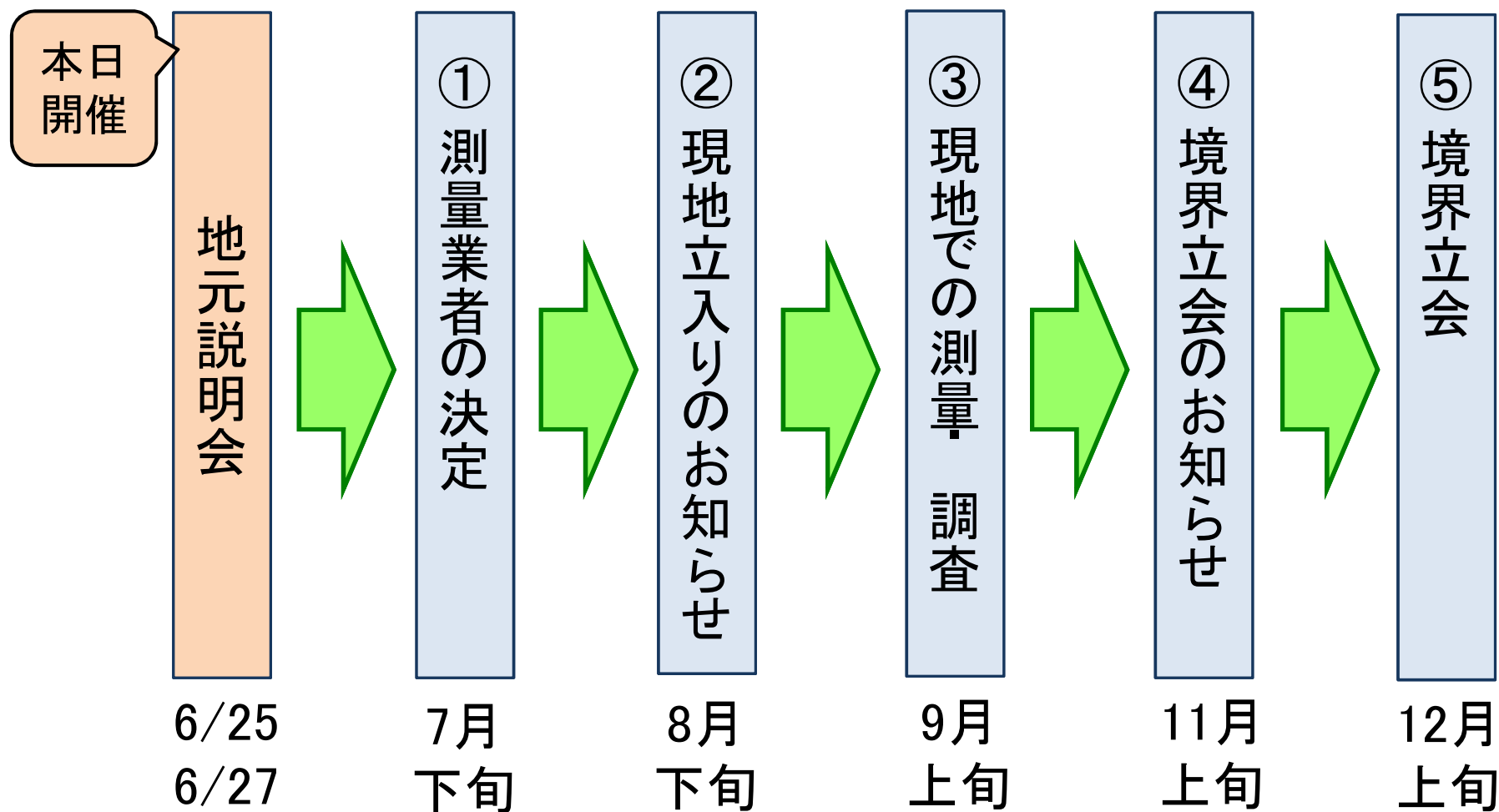
(愛知県防災安全局防災拠点推進室)

4-1 用地測量の範囲



- 町道52号線・117号線から南側の土地を測量します。
- ラウンドアバウト事業と水路付替え事業の測量を測量業者1社が県と一体で実施します。

4-2 用地測量の流れ



4-3 境界立会のお知らせ(11月上旬)

- 測量作業が完了した後、測量範囲内の土地をお持ちの方へ境界立会の概ね1ヶ月～2週間前までに、書面にてお知らせします。

◇記載内容

立会の日時、集合場所、当日持参していただくもの
(認印、身分証明書等)等

- ご都合が合わない場合は、個別に日時の調整をさせていただきます。
- 立会は代理の方にお越しいただいても結構です。

4-4 境界立会(12月上旬)

- 測量の結果に基づき、測量範囲内の土地をお持ちの方の立会のもと、その土地をお持ちの方の承諾を得て境界を確定します。

* 境界立会確認書について

立会当日は土地をお持ちの方が境界を確認したことを証する書類に捺印をお願いします。

なお、これは売買契約ではありませんので、あらかじめご承知おきください。

- 境界が確定した土地から、順次面積を計算して確定します。



質疑応答